東京 23 区内における大学等の学生の収容定員抑制の延長と地方大学の振興についての緊急提言

全国の出生数や18歳人口が減少する中、東京の大学への流入超過数は、2025年には年間８万１千人強となり、法施行前の 10 年前から９千人弱増加している。また、全国の大学生の４人に１人が、都内の大学に在学し、各地方の18歳人口に占める東京都への進学者割合も増加傾向にある。加えて、18 歳人口の急速な減少を踏まえると、現在の東京23区内における大学等の学生の収容定員抑制措置は、実質的に緩和的なものであるとさえ言える。

さらに、就職時にあたる20～24歳についても、東海４県、関西、中国及び九州・沖縄地方において東京都への転出者数が増加傾向にあり、進学や就職を契機とした若者の東京一極集中に歯止めがかからない状況にある。こうした集中は、若者や企業の東京への集中に拍車を掛ける悪循環に繋がりかねず、少子化の加速や全国の大学の教育・研究基盤の弱体化、大規模災害発生時における国家的なリスクの増大を招くおそれがある。

一方で、この10年間、地方の自県進学率は上昇傾向にあり、現状の地方大学振興施策は、東京一極集中の抑制に繋がる一定の効果を発揮していると評価できる。他方、地方部の一部では自県進学率が 20%を下回る状況が依然として継続している。

こうした中、今夏、国の「日本成長戦略」で選定された17の成長分野に必要不可欠な理・工・農・医薬分野の人材の約９割は、東京23区外に立地する大学において養成されている。また、地域の教育・保育・福祉等のエッセンシャルワーカーの輩出にも、地方大学は、重要な役割を果たしている。

地方大学の振興は、社会や地域のニーズを踏まえた産業人材等の育成に加え、多極分散型経済圏の構築を通じた「強い経済」の実現を図る上でも重要であることから、地方大学へのより一層の支援の充実が必要である。

併せて、ＡＩを始めとする技術の進展は、将来的に各地域における人材需給を激変させることが見込まれることから、日本全体で学部・学科等の分野のリバランスにも取り組んでいく必要がある。

こうした社会情勢の変化を踏まえながら、地方大学及び地域産業の振興に対する支援を一層充実させるとともに、日本全体の持続的発展という大きな観点からも、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

１　東京 23 区内における大学等の学生の収容定員抑制を延長すること

2028 年３月末に期限を迎える「東京 23 区内における大学等の学生の収容定員抑制※」について、制度の効果を検証し、若年人口の減少を踏まえた厳格な収容定員の抑制策を講ずるなど、より実効性の高い対策とした上で延長すること。なお、東京都からは、「当事者である大学や若者から規制に対する懸念の声が多く寄せられており、法律の目的である地方大学への進学に効果も見られない本規制は確実に撤廃すべき」との反対意見があったことを申し添える。

※「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」第 13 条、附則第２条

２　大学の立地及び分野のリバランスに取り組むこと

各地域における将来的な人材需給の状況等を踏まえ、日本全体で大学の立地及び学部・学科等の分野のリバランスに取り組むこと。

３　地方大学の振興への一層の支援を行うこと

若者の地方への定着を促進するため、地方大学の教育・研究機能の強化や地域のニーズに応じた人材育成など、地方大学の振興に対する支援を一層充実すること。

４　地域産業振興及び若者の雇用機会創出への一層の支援を行うこと

就職時点における東京都への人口流出を抑制するため、産学官の連携による地域産業の振興及び地域における若者の雇用機会の創出に対する支援を一層充実すること。

令和８年 10 月 30 日

全国知事会　会長
長野県知事　　阿部　守一
全国知事会　文教・スポーツ常任委員会委員長
愛知県知事　　大村　秀章